

令和7年6月11日
国立研究開発法人水産研究・教育機構

職員の懲戒処分について

このたび、職員の懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表します。

記

1. 処分効力発生日

令和7年6月10日

2. 被処分者

船舶職員・女性・30才代

3. 処分の内容

戒告

4. 事案の概要

被処分者は、勤務する船内において、部下に対して、威圧的・高圧的な言動等によるパワー・ハラスメント行為を行い、精神的な苦痛を与えたもの。

問合せ先
総務部労務管理課
電話 045 - 277 - 0054（直通）